



MIE TOYOPET BTF SPIRIT クラブチーム規約

第1章：名称及び所在地・クラブチーム代表

- 1-1 本クラブチームは、MIE TOYOPET BTF SPIRIT（以下、本クラブチーム）と称する。
- 1-2 本クラブチームの所在地は、「三重トヨペット㈱（津市上弁財町4-1）」とする。
- 1-3 本クラブチーム代表者：川喜田 雅則

第2章：基本方針

2-1 ビジョン（Vision）

e-Motorsports において、走行技術及び人の育成と共に「日本一」のクラブチームになることを目指す。

また自動車販売店の強みを生かし、電子（e-Motorsports）の世界に留まらず、現実世界（ミニ四駆、レーシングカート、実車）への懸け橋を提供することで、電子世界で習得したことが現実世界に実際に活かすこと、またチームメンバーの世界を広げることを目指す。

2-2 ミッション（Mission）

- ① e-Motorsports を媒介として、クルマ及びモータースポーツが好きな人達が互いに仲間を作り、情報共有し、走行技術・知識等を高め合える環境を作ること。
- ② e-Motorsports を通じて、クルマのあらゆる知識・技術（走行技術、車種、クルマの仕組み、セッティングの知識等）に加えて社会性・社交性・人間性を楽しく学ぶ場を提供し、走行技術のみならず人として尊敬される選手や人材の育成を目指す。

2-3 スローガン（Slogan）

「Be the First.」 ～失敗を恐れずに「最初の一人となれ」「1 位になれ」～

意味：たとえ誰もやっていなくても挑戦する価値のある課題があれば、自分が最初の一人となる勇気をもって挑戦できる人間になること。

第3章：入会手続き及び会員資格

- 3-1 本クラブチームに入会できる者は、本規約を確認し遵守する事を承諾し、三重トヨペットホームページ内の専用サイトから所定の入会申込をし、三重トヨペット株式会社が入会を認めた者とする。
 - ① 三重県内在住 ② 7 歳以上の方（お子様単独の参加は原則禁止します。保護者の同伴が必要です） ③ クルマの知識不問
- 3-2 参加者・保護者共にチーム規約を充分に理解し、その方針に同意できる者。（同意書サイン）
- 3-3 本クラブチームメンバーとして、自覚と責任を持って行動できる者。
- 3-4 日本一を目指すことを素直に考え、向上心をもって一生懸命に努力できる者。
- 3-5 同類のクラブチームに所属していないこと。（クラブチームの二重登録は原則としてできない）
- 3-6 会員は、その資格を譲渡することはできない。

第4章：活動

- 4-1 練習曜日は年間を通して毎月、第2・第4土曜日とする。
- 4-2 練習時間は2部制とし、午前 10 時から 12 時迄と、午後 1 時 30 分から 3 時 30 分迄とする。（時間は変更する場合がある）
- 4-3 練習場所は三重トヨペット㈱が定めた場所とする。

2021 年 4 月から トヨタモビリティパーツ㈱三重支社 津営業所を練習会場とする。
- 4-4 大会等に出場する場合はこの限りではなく、別スケジュールとする。

第5章：責任

- 5-1 クラブチームメンバーは活動中において、スタッフの指示などに従い、自己責任のもと行動する事。

これに反し事故が起きた場合、本クラブチームやスタッフ、管理社の三重トヨペット㈱に対し一切の損害賠償請求を行わない。

第6章：負傷時の対応及び免責事項

- 6-1 クラブチーム活動時の負傷は応急処置等を行うが、その後の処置については本人（未成年者の場合は保護者）が責任を負うものとする。
- クラブチーム活動時においてスタッフの指示に従わない事や、天災や不可抗力に起因する事故・負傷・盗難について、本クラブチームは一切の責任を負わないものとする。また、本クラブチームメンバー同士のトラブルについても一切の責任を負わないものとする。

第7章：欠席

- 7-1 クラブチームメンバーは欠席をする場合、予め定められた方法で可能な限り事前に通知すること。

第8章：除名

- 8-1 三重トヨペット株式会社は、本規約の違反や本クラブチームにとって、不利益を被る（以下の内容など）と判断した者を除名することが出来る。
- ① Playstation4・5用ソフト等アカウントの販売・共有・取引を行う行為。
 - ② アルコール・タバコ・違法薬物を摂取している状態。
 - ③ ギャンブル行為を行う事。
 - ④ 本クラブチームからの案内に対し、無視や無回答の行為を繰り返す事。

第9章：休会・退会

- 9-1 休会・退会を希望する者は、前月の末日までに申し出ること。休会は1カ月単位として連続2カ月まで年度内で合計4カ月までとする。

第10章：変更事項の届け

- 10-1 クラブチームメンバーは、住所・連絡先等に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

第11章：個人情報の管理

- 11-1 本クラブチームは法令を遵守し、本クラブチームの活動目的以外には個人情報を使用しないものとする。

第12章：写真・映像等の使用

- 12-1 本クラブチーム活動中の肖像・ゲーム内の名前・年齢および自己紹介などの情報が、本クラブチーム運営事務局が作成するウェブサイト、クラブチーム関連の広報物、報道並びに三重トヨペット株式会社が作成する印刷物・ビデオ並びに情報メディアなどによる商業的利用される事を承諾し、これらについて肖像権、パブリシティ権その他の権利を行使しないものとします。

第13章：本人・保護者へのお願い

- 13-1 保護者からの相談事は、クラブチーム代表、監督のどちらかが対応します。但し、いかなる場合もチームの指導方針に関しての、意見・批判等には応じられません。
- 13-2 本クラブチーム会員として望ましくない行為や、本クラブチームの名誉を著しく傷つける行為、チーム規約を守れないクラブチームメンバー、保護者に対しては退会いただきます。
- 13-3 18歳未満の方が申込みされる場合は、保護者の方が署名した同意書の提出が必要となります。
- ① 高校生以上の方の参加は保護者の同意があれば1人での参加を認めます。
 - ② 高校生未満の方で保護者の同伴が難しい場合は、保護者が署名した同意書を持参のうえ、成年者が同伴していただければ活動に参加可能といたします。

第14章：その他

- 14-1 本規約に記載されていない事項が生じた場合、その都度クラブチームと本人（未成年者の場合は保護者）が協議し解決する。

第15章：附則

- 15-1 本クラブチームは、本規約をクラブチームメンバーの承諾なしに改定することが出来ると共に、本規約に定めない事項については細則に定める事が出来る。改定した規約などの効力は、全クラブチームメンバーに及び。

第16章：年度及び施行

- 16-1 年度は4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。本規約は2020年10月23日から施行する。

第17章：改定

- 17-1 2022年3月1日 改定